

私立高等学校都内生就学促進補助金交付要綱

平成14年10月17日
14生文私振第492号
生活文化局長決定

第1 趣旨

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、都内に所在する私立高等学校が行う都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に資するため、東京都が交付する私立高等学校都内生就学促進補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の対象

- 1 補助対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定により高等学校を設置する学校法人とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第3 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

- (1) 私立高等学校の都内公立中学生に対する就学の促進に要する経費
- (2) 広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費

第4 補助金の額の算定

補助金の額の算定方法は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定し、予算の範囲内で補助する。

- (1) 補助金交付年度（以下「交付年度」という。）5月1日現在の1年生（原級留置者を除く。）のうち都内公立中学校出身者数に、別に定める補助単価を乗じた額
- (2) 生徒募集等に係る広報活動を行っている学校に対して、別に定める額

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

第6 補助金の交付の決定及び通知

- 1 知事は、第5による交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、当該学校法人に対し、その結果を通知するものとする。
- 2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第2　2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第7 申請の撤回

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業は、別途定める期間内に完了しなければならないこと。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならぬこと。
- (3) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 補助事業者は、この補助事業の内容を明確にするため、帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (5) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、帳簿、証拠書類及び物件を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じなければならないこと。
- (6) 知事は、(5)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとすること。
- (7) 補助事業者が(6)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期

日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならないこと。

- (8) 補助事業者は、第5又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。
- (9) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付すことができる。

第9 実績報告

補助事業者は、この補助に係る事業の実績報告書（別記第2号様式）を別途定める期日までに、知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

知事は、第9による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるとときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第11 是正のための措置

知事は、第10の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第12 決定の取消

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の(1)から(9)までのいずれかに該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
- (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (6) 第5又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
- (7) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合
- (8) 第8(8)に規定する報告を受けた場合
- (9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 前項の規定は、第10の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第13 補助金の返還

1 知事が、第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指

定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

- 2 知事が、第10の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第14 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第12(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（16生文私振第888号）

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（22生私振第499号）

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（25生私振第1090号）

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

私立高等学校都内生就学促進補助金取扱要領

平成 14 年 10 月 23 日

14 生文私振第 605 号

生活文化局私学部長決定

第 1 目的

この取扱要領は、私立高等学校都内生就学促進補助金交付要綱（平成 14 年 10 月 17 日付 14 生文私振第 492 号生活文化局長決定、以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

第 2 補助の対象

この補助金の交付対象は、東京都と東京私立中学高等学校協会との連絡協議会で協議対象となる高等学校（全日制および昼間定時制）を設置する学校法人とする。

第 3 補助金の額の算定

補助金の額の算定については、要綱第 4 により算定する。ただし、要綱第 4 (1) 及び (2) の補助単価については、次のとおりとする。

- (1) 交付年度 5 月 1 日現在の 1 年生のうち都内公立中学校出身者数に乘じる補助単価
(生徒割単価)

26,000 円

ただし、(1)による補助については、補助対象経費を補助額の上限とし、100 円未満の端数がある場合には切り捨てるここととする。

- (2) 生徒募集等にかかる広報活動を行っている学校に対する補助単価（学校割単価）

205,000 円

ただし、(2)による補助については、補助対象経費の 1/2 を補助額の上限とし、100 円未満の端数がある場合には切り捨てるここととする。

附 則

この取扱要領は、平成14年度の補助金から施行する。

附 則（15生文私振第550号）

この取扱要領は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（19生文私振第822号）

この取扱要領は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（26生文私振第1086号）

この取扱要領は、平成26年度の補助金から適用する。